

議案第77号

社会福祉法人に関する事務の委託について

地方自治法第252条の14第1項の規定により、社会福祉法人に関する事務を委託することについて、別記規約をもって協議するため、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月3日提出

加西市長 西村 和平

別 記

社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 社会福祉の増進に資するため、関係市は、社会福祉法人に関する次に掲げる事務の管理及び執行を兵庫県に委託し、兵庫県はこれを受託する。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第6章及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第11条の規定により市長の権限に属する事務

(2) 前号に掲げる事務に付帯する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、兵庫県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、関係市の負担とする。

2 前項の経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、兵庫県知事が関係市の長と協議して別に定めるものとする。

(予算の計上)

第4条 兵庫県知事は、委託事務に係る収入及び支出については、兵庫県歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 兵庫県知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算のうち委託事務に関する部分を関係市の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 兵庫県知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、関係市の長と連絡会議を開催するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務について適用される条例等の全部若しくは一部が改正された場合においては、兵庫県知事は、直ちに改正後の当該条例等を関係市の長に通知しなければならない。

(廃止による決算等の措置)

第8条 委託事務を廃止した場合は、兵庫県知事は、当該廃止の日をもって委託事務の管

理及び執行に要する収支を打ち切り、決算するものとする。この場合における処理については、兵庫県知事と関係市の長とが協議して定めるものとする。

(補則)

第9条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、兵庫県知事と関係市の長とが協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(審議資料)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の公布に伴い、社会福祉法が一部改正され、平成 25 年 4 月 1 日から社会福祉法人の認可、指導監査等の権限が兵庫県から市に移譲されることになっているが、指導監査体制の確保等に一定期間を要することなどから、地方自治法に基づく事務委託制度により、事務の一部の管理及び執行を兵庫県に委ねるもの。